

## 第1章 進捗状況に関する評価の目的

### 1 神奈川県医療費適正化計画の概要

#### (1) 神奈川県医療費適正化計画策定の趣旨

##### ア 神奈川県医療費適正化計画の策定の背景

今後、高齢者の増加により、一層の医療費の増加が予想されますが、こうした中、国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費の伸びが過度に増大しないようにしていく必要があることから、平成18年度の医療制度改革において、医療費適正化計画に関する制度が創設され、平成20年4月に神奈川県医療費適正化計画を策定しました。

##### イ 計画の基本的考え方

###### (7) 基本理念

本格的な高齢社会の到来に対応しながら、県民の健康の保持・増進と生活の質（QOL）の維持・向上に取り組むことにより、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を目指しています。

###### (イ) 計画の位置付け等

「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条第1項の規定に基づく平成20年度から24年度までの5年間の法定計画で、「かながわ健康プラン21」、「神奈川県保健医療計画」、「かながわ高齢者保健福祉計画」及び「神奈川県地域ケア体制整備構想」との調和が図られています。

#### (2) 神奈川県の医療費を巡る状況

##### ア 現状・課題

###### (7) 神奈川県の特徴

今後、他の都道府県を上回る急速な高齢化が見込まれることから、一人当たり医療費の高い高齢者の医療費が増加することが予想されます。

###### (イ) 重点的に取り組むべき課題

- 今後の急速な高齢化に対し若年期からの生活習慣病予防対策に重点的に取り組むことが重要
- 効率的な医療の提供体制を維持しつつ高齢化に対応するために、地域ケアの体制づくりが重要
- 適正な受診の促進や医療費に関する意識を啓発していくことが重要

(3) 計画の目標と医療費の見通し

ア 計画の目標

(7) 県民の健康の保持の推進に関する目標

目標項目	平成24年度目標値
特定健康診査の実施率	70%以上
特定保健指導の実施率	45%以上
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の減少率	平成20年度比10%以上

(イ) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

目標項目	平成24年度目標値	参考 (平成18年度)
療養病床数（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く）	10,355床	12,537床

目標項目	平成24年目標値	参考 (平成18年)
平均在院日数	25.3日	25.5日

イ 医療費の見通し

平成20年度の神奈川県民医療費の見通し	2兆0,929億円
平成24年度の神奈川県民医療費の見通し	
医療費適正化の取組みを行わなかった場合	2兆4,465億円
医療費適正化の目標を達成した場合	2兆4,412億円

(4) 施策の展開

ア 県民の健康の保持の推進のための取組み

- 保険者による特定健康診査・特定保健指導の推進及びその支援
- 生活習慣病予防のための健康づくり

イ 医療の効率的な提供の推進のための取組み

- 療養病床の転換の支援
- 医療機関の機能分担・連携の推進
- 在宅医療・地域ケアの推進

ウ 適正な受診の促進等の取組み

## 2 中間年度における評価の目的

### (1) 中間年度における評価の意義

神奈川県医療費適正化計画（以下「計画」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度からの5か年計画として策定されたものですが、同法第11条により第1期計画の中間年度（平成22年度）において、計画の進捗状況に関する評価を実施して、その結果を公表することとされています。

今回の評価では、計画初年度における目標の達成状況を把握します。

### (2) 評価方法

計画では「進捗状況の評価」として、

- ①計画期間の中間年度の平成22年度に進捗状況の評価を行い、その結果を公表すること、
  - ②評価の結果、計画の見直しが必要な場合は、計画の見直しを行うこと、
  - ③評価の結果、医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成のために診療報酬の見直しが必要と判断した場合は、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出すること、
  - ④計画の評価は、次期計画の改定に活用すること、
- としています。

これらを踏まえつつ、具体的な評価方法としては、平成22年5月11日付けで厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室から示された「平成22年度に実施する医療費適正化計画の進捗状況に関する評価について（平成22年度に実施する医療費適正化計画の進捗状況に関する評価に関する厚生労働省の考え方（ガイドライン）」に基づき、今回の評価のために厚生労働省から提供された関係データ（以下「国提供データ」という。）の分析等を行いました。なお、今回の評価については、同省から提供された関係データの分析と併せて、市町村国保における特定健康診査及び特定保健指導の実施状況については、高齢者の医療の確保に関する法律第142条による報告（以下「本県法定報告」という。）の数値を使用しました。

### (3) 評価結果の活用

評価結果については、県のホームページ等で公表するとともに、保険者協議会等を通じて、市町村、保険者、関係団体等に対し、計画の目標達成に向けての一層の取組みの強化について働きかけていきます。また、次期計画の改定についての基礎資料として活用するとともに、必要に応じて、国に対し計画や施策に関する要望を行っていきます。